

【森林伐採に係る届出手続きの軽減】

（論点）保安林機能の維持・向上に必要な基準に適合する内容を予め記載した森林経営計画に基づいて行う間伐については、保安林制度における知事への間伐の届出を不要とすることができないか。

（上記論点に対する考え方）

- 1 保安林制度は、国民の生命・財産に被害をもたらす災害の防備等の公共目的の達成上必要な森林を、農林水産大臣又は都道府県知事が指定し、森林所有者等の自由な森林の利用に規制を加え、その財産権に対して制限を課すものであり、保安林の適正な管理は、森林法において、農林水産大臣又は都道府県知事の責務とされている。

また、保安林制度では、都道府県知事は、森林法（以下「法」という。）第34条の3第1項に基づき保安林における間伐の届出があった場合、自らの権限に属する保安林の管理事務として、法第34条の3第2項に基づき、当該間伐の内容が当該保安林の指定施業要件（注）に適合しているかどうかを、当該保安林の現況や自らが調製・保管する保安林台帳に照らして確認し、必要に応じて届出内容の変更等に関する指導や命令を行わなければならない。

（注）指定施業要件とは、森林法施行令で定める範囲内で個々の保安林毎に定められる、当該保安林の指定の目的を達成するために必要な森林施業上の要件。保安林の指定や指定施業要件の変更の際に、森林法の規定に基づき告示され、さらに森林所有者等に通知される。

- 2 一方、森林経営計画制度は、森林の経営のより一層の計画化・合理化を行うことを趣旨とし、法第11条第5項に基づき森林所有者等がたてた計画を市町村長が認定するものであり、計画の認定を受けた森林所有者等に対し補助や税制等の優遇措置を講じることにより、森林所有者等が自発的に計画をたてるようインセンティブを付与するなど、我が国の森林を望ましい姿に誘導することを目指す森林計画制度の体系に位置付けられるものである。

また、森林経営計画制度では、市町村長は、間伐のほか、植栽、主伐等について、保安林の指定施業要件とは異なる観点から、森林法施行規則等で一律に設けられた森林経営計画の認定基準を満たすかどうかを審査し、計画の認定の是非の判断を行っている。

- 3 このように、保安林制度と森林経営計画制度とは、制度の趣旨や手法のほか、権限の所在も異なっている。このため、今回示された論点に関しては、たとえば保安林機能の維持・向上に必要な基準に適合する内容を予め記

載した森林経営計画が作成されたとしても、市町村長は、保安林の管理に係る権限・責務を有さないため、市町村長は、保安林に係る間伐の届出の内容の適否について判断できないとともに、保安林における間伐の計画に対して必要な命令や、森林法に違反して間伐ではなく主伐が行われた場合の監督処分を下すこともできないことから、当該計画に基づいて行う間伐について、保安林制度における都道府県知事への間伐の届出を不要とすることは困難と考える。

- 4 また、仮に森林経営計画書を用いて保安林に係る間伐の届出の内容の適否を判断しようとするれば、森林経営計画書に、保安林の間伐に係る届出書の記載内容である「実際に間伐を行う者」、「実施期間」等を新たに記載してもらった上で、計画期間である5カ年分の詳細な計画を、森林経営計画の当初の認定申請時に確定しておく必要がある。

その場合、実際の間伐に着手する前に伐採者や実施時期を変更することとなれば、その都度森林経営計画の変更手続きが必要となるなど、かえって市町村の事務の繁雑化や森林所有者等の計画認定請求の負担の増大を招くことにつながりかねない。